

## 令和3年度利用者負担額

(単位：円)

階層区分	定義	利用者負担額		
		年度の初日の前日の満年齢		
		0～2歳		
		標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	
C	均等割額のみ	15,000	14,700	
D1	市民税所得割課税世帯	48,600円未満	18,000	17,700
D2		48,600円以上 72,800円未満	23,000	22,600
D3		72,800円以上 97,000円未満	28,000	27,500
D4		97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,400
D5		133,000円以上 169,000円未満	42,000	41,300
D6		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000
D7		301,000円以上 397,000円未満	66,000	64,900
D8		397,000円以上	78,000	76,700

※2号・3号認定では、保育が必要な時間により、**保育標準時間**と**保育短時間**の2つの区分に分けられます。

(備考)

1. この利用者負担額は、保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育室、小規模保育所に通う利用者が対象となります。
2. 0歳から小学校就学前までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。＜多子軽減＞
3. 国の利用者負担額軽減措置により、世帯の市民税所得割額が57,700円未満である場合、上記2の小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、最年長の児童から順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。＜多子軽減の特例＞
4. ひとり親世帯、在宅の障害児（者）のいる世帯は、下表のとおりとなります。また、国の利用者負担額軽減措置により、世帯の市民税所得割額が、77,100円以下である場合、2人目以降の利用者負担額は、無料となります。

階 層 区 分	利用者負担額（円）	
	年度の初日の前日の満年齢	
	0～2歳	
	標準時間	短時間
B階層	0	0
C階層	6,000	6,000
D1階層	6,000	6,000
D2階層	6,000	6,000
D3階層 うち、77,100円以下である世帯	6,000	6,000

5. この利用者負担額とは別に、各施設によっては教材費などの実費徴収等がある場合があります。
6. この市民税の額を計算する場合には、税額控除（調整控除は除く）は適用しません。